

第3回国際データガバナンス
アドバイザリー委員会
説明資料

令和8年3月11日
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（概要）

2025年6月13日 デジタル行財政改革会議決定
同日 デジタル重点計画の一部として閣議決定

将来像

データとAIが好循環を形成するデータ駆動社会を構築するため制度・システム・運用全体を再設計→人口減を克服しWell-Beingを実現。

検討の視点

A データ利活用による新たな価値の創造

B リスクにも適切に向き合いつつ
AI-Poweredな社会実現

C 透明性・信頼性の確保
(プライバシー、知財、安保等)

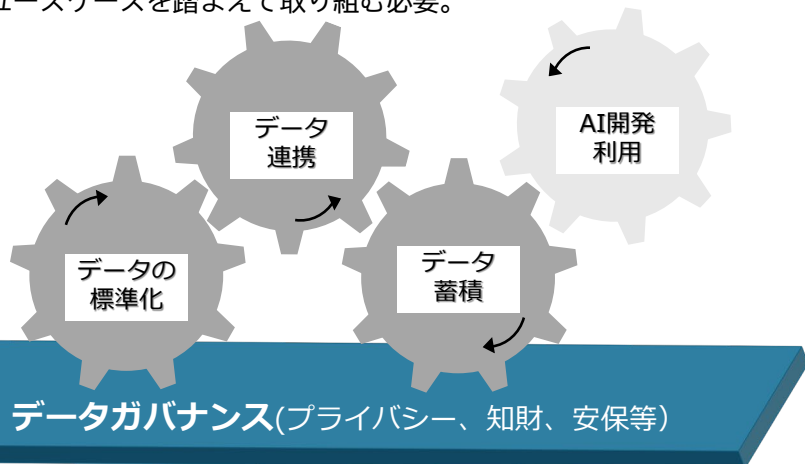
※データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係。



分野横断の取組

① AI活用にも資する円滑なデータ連携を実現するデータ利活用制度構築、②AI開発を含めた統計作成等における同意にとらわれない本人関与の在り方等を含む個人情報法改正、③官民協働によるユースケース創出の取組を一体的に推進し、データとAIの好循環を形成。
(今後、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法などの必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す)

※具体のユースケースを踏まえて取り組む必要。



先行分野の取組

行政保有データの利活用

- ・政府におけるデータ利活用の分野横断的な統括機能の確立
- ・分野間におけるデータ連携の推進、識別子

医療データ

EHDSを参考にした創薬、医学研究などの二次利用を進めるための包括的・体系的な法制度、情報システムの整備等（来年夏目途に議論、法改正が必要な場合は令和9年通常国会提出を目指す）

金融データ

- ・家計の収支管理等の設計・点検を容易に行うために必要な金融情報の見える化に向けた取組を推進
- ・クレカについて令和7年度中にAPI接続に向けた対応の方向性・工程のとりまとめ

教育データ

自治体を越えた教育データの連携を可能とする認証基盤をGビズIDやJPKIを活用して整備（令和7～8年度に認証基盤の整備に向けた調査・技術実証等）

モビリティデータ

- ・標準化や活用事例のベストプラクティス創出推進
- ・官民のデータ連携・共有スキームとして「モビリティデータスペース」確立（令和7年度に先行自治体において取組開始）

主な検討事項

データの標準化

- データ連携を円滑化するため、国が重要分野のユースケースについて標準規格を策定

データ連携の推進

- 「データ連携プラットフォーム」制度の構築（個人情報や知財等が含まれるデータを安心して預けられるガバナンス（公平性、競争条件等）を確保）
- トラスト基盤の整備（事業者の真正性、実在性を確認するため公的な法人認証も対応検討（国際的な相互運用性確保））

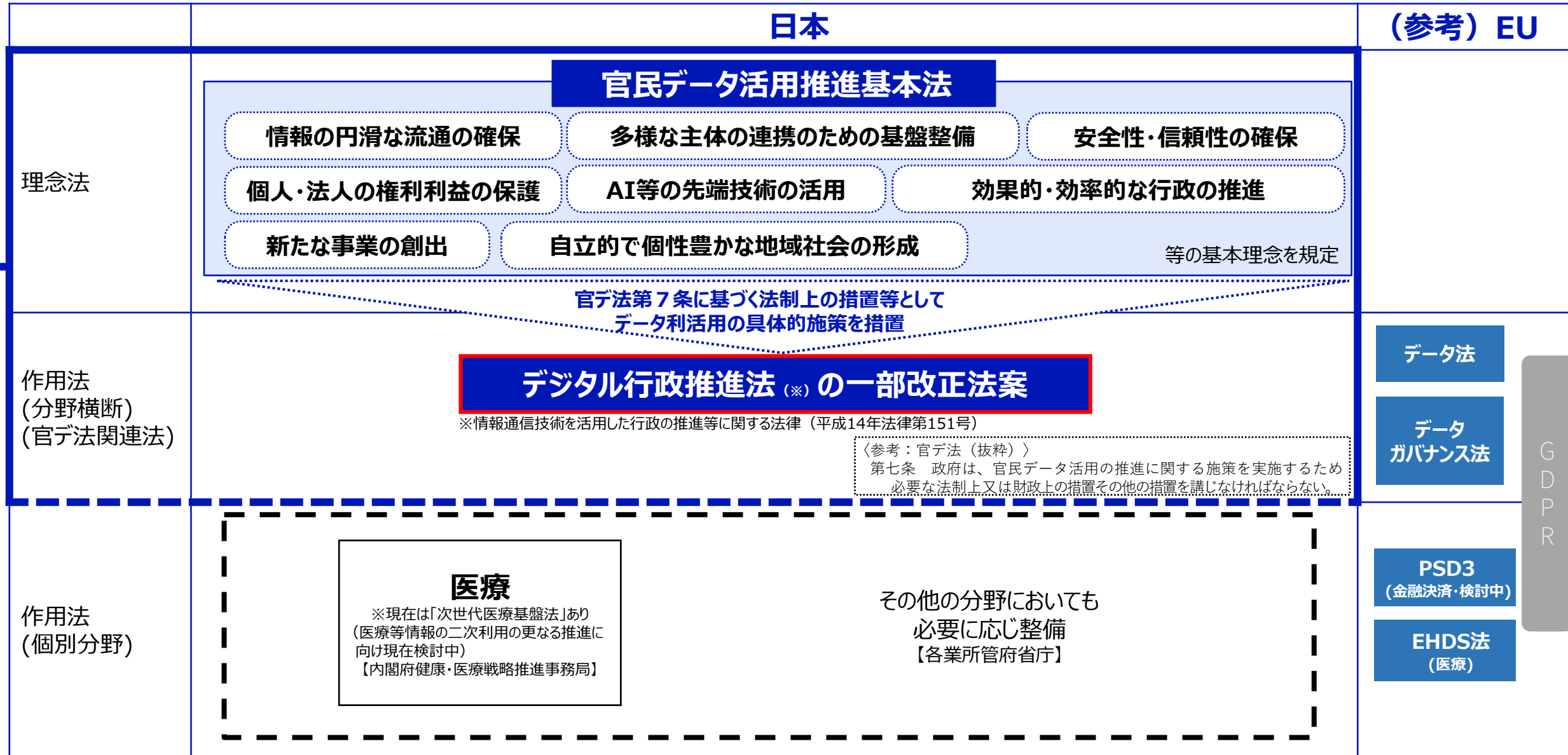
データ蓄積・アクセスの円滑化

- 質の高いデータ収集（社会経済的に重要なユースケースについて義務的手法や補助金誘導等）
- デジタル公共財の整備

データガバナンス

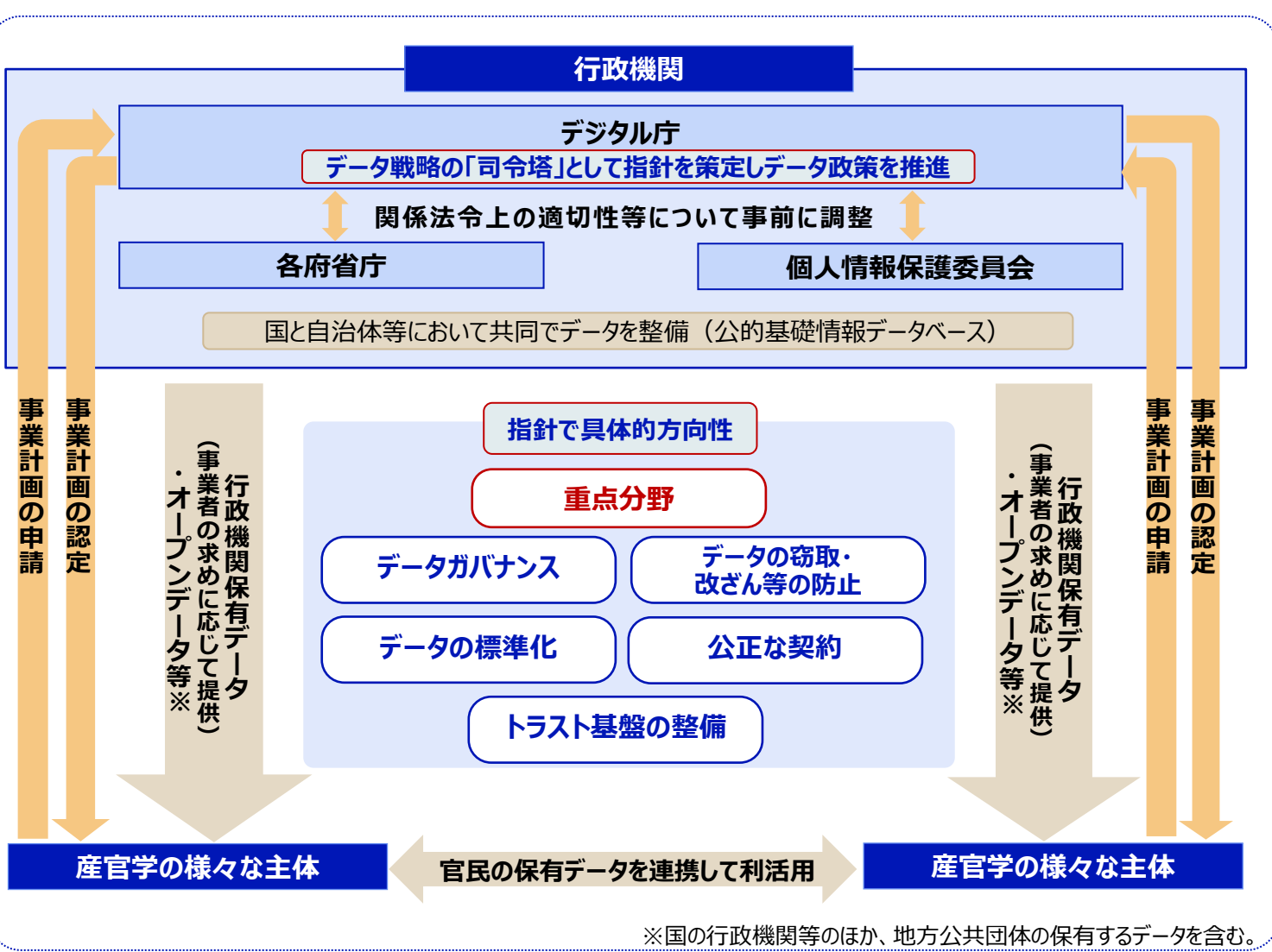
- 個人情報保護の適正な取扱い確保（個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合における同意にとらわれない本人関与と必要なガバナンスの在り方、事後的規律の整備など、バランスの取れた早期の個人情報保護法改正）

我が国におけるデータ利活用法制の全体イメージ



GDPR

デジタル社会の形成のため、データ利活用についてデジタル庁の強力な司令塔機能を発揮



デジタル行政推進法の一部改正

- デジタル庁の司令塔機能を具体化するため、デジタル行政推進法を改正し、下記の措置を講じる。
 - ① 指針の策定
 - 国の保有するデータを活用して行う事業について、**指針を策定**。
 - **重点分野や、データの安全管理その他の重要事項**（ガバナンス、セキュリティの在り方、標準化、トラスト等を想定）の**基本的な方向性**を示す。
 - ② 事業計画の認定
 - 事業者が、指針の方向性に沿って、国の保有するデータ(※1)を活用した事業を行う場合には、当該**事業計画について、国による認定**を受けられるようにする(※2・3)。
 - ※1 保有データの種別・属性については広く認めることを想定。
 - ※2 複数事業者による共同事業のほか、一の事業者による活用も可能。
 - ※3 計画認定時における情報セキュリティ面からの協力等を行うため、情報処理促進法を改正し、情報処理推進機構（IPA）に係る規定を整備。
 - 認定を受けた事業者のメリットは以下のとおり。
 - (a) 当該事業における**データガバナンスやデータセキュリティ等が指針に照らして適切であることについて確認**。
 - (b) 認定に際し、**個人情報保護法上の適切性**について**個人情報委が迅速に確認**（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）。
 - (c) 認定に際し、事業に関係する**法令上の適切性等について関係行政機関と調整**（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）。
⇒ デジタル庁が**当該事業の実施における法令上の懸念をワンストップで各省庁に確認**することで事業者の負担を軽減。
 - (d) **国等に対し、当該事業に必要なデータの提供を求めることができる**。
 - (e) 当該事業の実施に当たっての**データの安全管理に関して、IPAから必要な支援**。
※その他、認定事業として対外的な周知等による**信頼性の確保・事業実施の円滑化等**が期待される。
- その他、国と自治体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る金銭の保管に係る規定等を整備。

想定されるユースケースのイメージ

① 自動運転車両・インフラ関連技術の開発

・自動車メーカーや損保会社の保有するGPSデータや画像データのほか、国が保有する国土、都市、交通等に関連するデータ、自治体等が保有する土地、建物、インフラ等に関する様々なデータを組み合わせることで、自動運転車両やインフラ関連技術の開発等を行う。



② 建設現場におけるカメラ画像の安全対策への活用

・建設分野における人手不足を踏まえ、建設現場での安全管理を確保するため、ヒヤリハット事例等を的確に把握し、予防的な対策を講じることが必要。
 ・建設現場に設置されている防犯カメラの映像データを活用し、AIによる危険行動の自動検知や作業状況の分析により、安全管理やリスク対応の高度化を図る。



③ 取引相手先確認のための国等のデータ活用

・現状、金融機関等の法人等が取引する際、相手方が保有する許認可情報や資格情報等について、その都度、相手方等から提出を求め、双方の負担となっている。
 ・国や地方公共団体が保有する様々な営業認可や資格情報等を適切にAPI等で提供することで、取引の相手先の確認コストを削減し、生産性の向上等につなげることができる。

